

青少年相談員として

私 たち青少年相談員は、青少年健全育成の担い手として、市教育委員会の委嘱を受け、青少年の健全育成と非行防止を推進するため、市内で活動しています。

現在、青少年を取り巻く環境は、急激な社会情勢の変化の中で、私たちが子どものころには想像できないほど多くの問題に直面し、大変厳しいものになっています。子どもたちが心身ともに健やかに成長していくために、私たち大人は、良き理解者、良き指導者として積極的に関わり、そのための社会環境づくりを進めていく必要があります。

そのために、当協議会は研修会などを開催し、最近の青少年問題を学ぶとともに、近隣市と情報交換を積極的に行い、新しい知識と情報を取り入れ活動にいかしています。

市内の巡回では、子どもたちに声をかけ注意するだけでなく、会話することが重要と考え、声かけをしています。

今後も学校、家庭、地域、関係諸団体の皆さまと連携をしながら、青少年の健全育成のために力を注いでまいります。市青少年相談員連絡協議会の活動にご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。



青少年相談員連絡協議会
会長 酒井賢治

知っているようで知らない条例の一部

茨城県青少年の健全育成等に関する条例

青少年とは、おおむね 18 歳未満の者を想定
(ただし、罰則などを伴う条文は 18 歳未満の者と規定)

◎青少年の非行を助長してはいけません

誰でも、青少年に対し、次の行為を行うよう勧誘したり、強要したりして、青少年の非行や不良行為を助長してはいけません。

- わいせつ行為 •暴行、恐喝、窃盗、器物損壊、監禁など
 - 家出 •飲酒、喫煙 •覚せい剤などの薬物の使用 など
- 「もう高校生なんだから・・・」などと言い、親戚の青少年にビールを飲むよう勧めるのも条例違反です。

罰則 違反した場合：1年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

◎深夜に青少年を 入場させてはいけないお店があります

映画館、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェは、深夜に青少年を入場させてはいけないことになっています。

罰則 お店が深夜に青少年を入場させた場合：30 万円以下の罰金

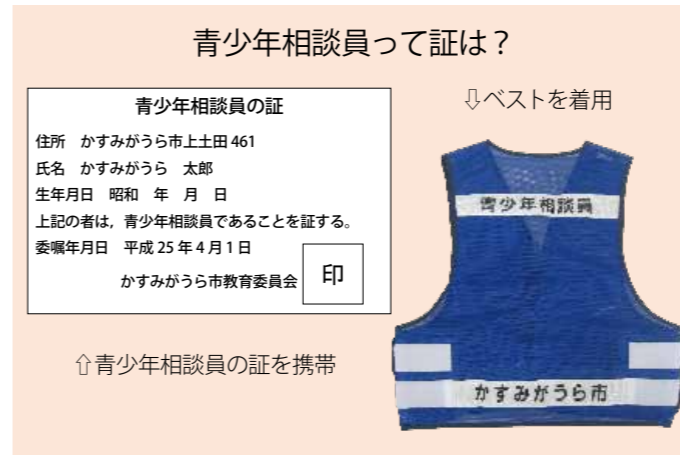
◎深夜(夜 11 時から翌朝 4 時)に 青少年を外出させないようにしましょう

青少年の深夜外出は、非行や犯罪被害につながりやすく、たいへん危険です。

- ◆保護者は、深夜に子どもを外出させないように努めなければなりません。
- ◆誰でも、保護者の承認を受けずに、深夜に青少年を連れ出したりしてはいけません。

罰則 青少年の連れ出しなどの違反をした場合
30 万円以下の罰金

親と一緒にダメなんだって



↑青少年相談員の証を携帯

青少年の健全育成に協力する店
登録推進活動

青少年に関係が深く、青少年の健全育成に向けた取り組みにご協力いただける店舗を、「青少年の健全育成に協力する店」と位置づけ、その登録を推進しています。登録いただいた店舗には、登録店舗の遵守事項や業界の自主規制事項遵守に取り組んでいただいています。

普及啓発活動
健全育成や非行防止に関する街頭キャンペーンをあゆみ祭りやかすみがうら祭などに行っています。また、通勤・通学する方が多い時間帯に神立駅などで実施しています。



↑神立駅で非行防止キャンペーンを実施

自動販売機の立ち入り調査
立ち入り調査は、自動販売機に有害図書やビデオ、有害特定器具などの品々が陳列されていないか調査し、違反したものが陳列されている場合は撤去させます。
当市にも以前は図書などの自動販売機がありました。現在はなくなりました(7月末現在)。

さらに、青少年にふさわしくない行動を発見した場合は注意や市の青少年担当課や警察に連絡するなどして、青少年の健全育成と非行防止へのご協力をお願いしています。市内ではコンビニを中心に 24 店舗に登録いただいています(7月末現在)。

青少年の健全育成に協力する店
↑ステッカーが目印

**子どものために
フィルタリングを**

子どもに携帯電話などを持たせる際は、何のために、どのように使うのか、家庭でのルールをしっかりとくりましょう。

家庭でのルール事例

- ▼フィルタリングを必ず設定する
- ▼ルール違反したら使わせない
- ▼迷惑メールは何もせず無視する

自分が使用していても何もないからわが子も大丈夫、という意識が保護者に生まれてきているのかもしれない。しかし、インターネット利用は子どもと大人ではニーズが違いため、次々に生まれる新しいサービスによってトラブルも変化しています。

また、インターネット端末機は携帯電話、パソコンだけではなく、ゲーム機、テレビ、音楽プレーヤーなど種類が増えています。ゲーム機やテレビは携帯電話、パソコンより使用開始年齢が低いため保護者の正しい知識と見守りが必須です。今後、インターネット端末機の種類が増えるにともないインターネット使用開始年齢も下がっていくと思われれます。

賢くインターネットと付き合える子どもに育てるために保護者の方の注意が必要です。